

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.15
2010年10月13日発行



証人被告三郷市 尋問始まる

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論・2回の証人尋問が行われています。
9月27日の第15回は、被告である三郷市のケースワーカー3人が、原告に関わった時系列順に証人尋問にたちました。
次回の11月29日の証人尋問は、生活保護受給後の転居指導と、転居先自治体への移管をしなかった問題が取り上げられます。次回傍聴をお願いします。

7月裁判後の報告会、証人に立った原告息子さんと吉廣弁護士

裁判は、9月27日午後13時30分から始まり、傍聴者41名の参加でした。
今回、証人尋問にたったのは、面接記録が残っている05年2月1日、最初に面談をしたとされるワーカーと、05年2月2日の原告夫の入院先ソーシャルワーカーからの電話に应答したワーカー、3月22日に面談したワーカーです。

三郷市証人尋問 ポイント

原告代理人が、聞き出そうとしたポイント
は、「要保護状態にあつたにも関わらず担当面接官が十分な聞き取りや申請手続きを怠ったこと」です。

一人目証人

原告・夫は白血病で療養中で収入がないこと、息子はアルバイトを始めたが、収入は一ヶ月後に入ること、原告妻と娘は中学生で収入がないこと、家賃は8万円、車はあるが、借金があり「生活が楽で

ない」と面接記録にあるが、

被告弁護士の質問
「具体的にどのような生活が楽でないか聞いたか」

証人「具体的には聞いていない」「困窮状態にあるとは思わなかった」

原告弁護士の質問

「原告から生活に困っているという話はあつたか」

証人「なかった」「生活は大変だとは言っていない」

原告弁護士の質問

「手持ち金の確認はしたか」
証人「していない」

第十六回裁判・証人尋問と宣伝

日時：二〇一〇年十一月二十九日(月)

午後一時三〇分～四時

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、弁護団報告会終了後、浦和駅西口で宣伝をおこないます。

*時間は午後五時半までです



7月裁判報告会で原告を困む支援者

原告弁護士「なぜ確認しなかったのか」
証人「無言・・・」
原告弁護士「手持ち現金は要保護性と判断するのにきわめて重要な情報ではないか」
 証人は肯定しました。
原告弁護士「なぜ手持ち現金を確認しなかった」

証人「そのときは、制度説明と仕事のあつせんについての説明のみで、確認はしていない」
原告弁護士「陳述書には意思確認を行ったとあるが」
 証人「はつきりと覚えていない」

二人目証人

証人「原告が精神科に入院中で就労は難しいということについては、電話をしてきた相談員から聞いた」
原告弁護士「前日の面接記録に、原告については就労阻害要因なしと記述されていることと矛盾しないか」
証人「この時点では意識していなかった」
原告弁護士「病院から電話があつたことを一人目のワーカーに話したか」
証人「伝えていない」

三人目証人
原告弁護士「手持ち現金について確認したか」
証人「面接記録に記載が無く、聞いたかどうかは覚えていない」
原告弁護士「預貯金無し、生命保険無し、親族の援助は難しいという記録があるが、これらの記録から収入は7万円のみであることは明らかではないか」
証人「記録ではそうなる」
原告弁護士「この世帯の最低生計費はいくらなのか」
証人「計算していない」
原告弁護士「最低生計費を計算しないで面接に望むのか」
証人「面接時は計算したと思うが」
原告弁護士「面接記録に稼働能力の確認とあるが、具体的にはどういうことか」
証人「無言・・・」
原告弁護士「稼働能力が十分かどうか確認する前に生活保護の申請をすることができるとは説明したか」
証人「していないと思う」

原告弁護士「確認をしないと生活保護の申請ができないという誤解を与えたのではないか」
証人「そうかもしれない」
原告弁護士「確認をしない」としていいと思ふ

確認をしていないが、要保護性がないことは明らかだったのか」
証人「明らかではない」
原告弁護士「申請意思を確認すべきケースではなかったか」
証人「車のローンが支払えるなら生活費に充てると思った」
原告弁護士「県の監査は何回うけているか」
証人「一回あった」
原告弁護士「県の監査は毎年あるので、それは県の監査ではいか」
証人「覚えていない」
原告弁護士「県の監査で指摘された問題について、会議を行ったり内容を回覧したりしないか」
証人「回覧はあったかもしれない」

証人尋問からの問題点

- ① 困窮状態かどうかの把握に必要な「所持金」の確認を全く行っていない
- ② 生活保護申請の意思があるかの確認をしていない

署名は、埼玉社保協のホームページ
<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。
 各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。11月29日の裁判当日、裁判所へ署名を提出します。署名を支援する会へお寄せください。